

第3回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会 会議録要旨

日時 平成23年11月24日 午後1時30分～午後3時00分
場所 市役所 9階会議室
出席者 大槻委員・後藤委員・斉藤委員・佐藤委員・鈴木委員・高橋委員
沼山委員・林委員・福原委員・森岡委員・安田委員
欠席者 北山委員・丹野委員・中田委員・平林委員・横山委員
事務局 三上課長・柳沢課長補佐・大宮係長・小林主事
がざー 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす 岩森コーディネーター

1 開 会

2 議 事

- (1) 第3期障害福祉計画素案について
- (2) 障がい者アンケート結果について
- (3) その他・次回の予定

<会議録要旨>

(1) 第3期障害福祉計画素案について

<障害福祉係長>

この素案は、障害福祉サービスの過去の利用状況とH24年度から3ヵ年の見込についてまとめたものです。

まず、サービス毎の利用状況ということで、過去の計画値と実績値を載せております。なお、23年度の実績値については、現状での見込みです。

最初に、訪問系サービスですが、5つのサービスがありまして、そのうち、視覚障がい者を対象とした同行援護については、今年度10月からの実施ということで、見込み等がまだまとまらない状況です。

訪問系サービスの特徴を申し上げますと、全体として、実績値はニーズの増加により年々増加しております。重度訪問介護は、人数が少ないのでバラツキがありますが、21年度から22年度にかけて減となっておりますのは、利用者が居宅介護サービスに切り替えたためによるものです。また、行動援護については、提供可能な事業所が少ない上に、その事業所の中でも従事可能なヘルパーさんが限られるなどの問題があることから、なかなか利用したいというニーズにお答えできない状況にあります。

次に、日中活動系サービスについてですが、9つのサービスがあります。

生活介護は、利用者数は概ね計画どおりです。利用日数については計画値では1人あたり22日で算定しておりますが、実績では直近で19日という状況で、計画を下回ってはいるものの、事業所の新体系への移行により年々、増えてきているという状況です。

自立訓練の機能訓練については、H22の5月から支給決定者がいなくなったことによる減となっております。

自立訓練の生活訓練は、H22年度までは利用者数は伸びているものの、計画の見込までの利用とはなっていない状況となっております。

就労移行支援につきましては、利用人数は21年度まで概ね計画どおりですが、H21よりも

H22の実績が減となっておりますが、就労移行支援の標準利用期間が到来したことによるサービス利用の終了が要因と考えております。

就労継続A及びBにつきましては、利用者数は概ね計画どおりですが、利用日数では、計画の7割程度となっております。

療養介護につきましては実績がありませんが、札幌や小樽等に所在する児童福祉法上の入所施設が自立支援法の療養介護施設に転換することが予定されており、来年度は利用が見込まれることとなります。

児童デイについては、実績人数は徐々に増加しており、概ね計画どおりに推移しております。H23年度の利用見込については集計上、今年の4月からの半年間の実績をベースとしているため、今後の利用者数の増加により、この231人という見込よりは上昇するものと予想します。

最後の短期入所については、通常の介護者の代替としての利用といったサービスの特徴的な要素もありますが、ほぼ計画値の20人前後の実績となっております。

次に、居住系サービスについてですが、3つのサービスがあります。

GH・CH、施設入所支援については、計画値に比べて、実績が届いていないという結果となっておりますが、今年度が旧法施設の最終年度であることを踏まえ、来年度からの新体系移行施設分の利用により、来年度は実績が増加するものと考えております。

次に、市町村事業の地域生活支援事業についてですが、大きく6項目に分類しております。

最初に「1相談支援」については、ほぼ計画どおりです。

次に「2コミュニケーション支援事業」についてですが、手話通訳と要約筆記を依頼された実人数ですが、21年度からは計画を上回っている状況となっております。

次に「3日常生活用具給付等事業」についてですが、用具の給付なので、種類も多く、変動要素が高い特徴はあるのですが、定期的な給付となる紙おむつなどを給付する「排泄管理支援用具」については、年々上昇の傾向となっております。

次に「4移動支援事業」についてですが、ばらつきはあるものの計画を上回る実績となっております。

次に「5地域活動支援センター」についてですが、就労継続支援施設への移行もあって、箇所数は減となっております。

次に「6その他の事業」についてですが、更生訓練費については、更生訓練を受けている身体障がい者等に対して、訓練を効果的に受けることができるための材料費などの購入費用として支給されるものですが、該当施設の実利用者数の減に伴い、実績の減となっております。

続きまして、今後の必要量の見込みについてですが、各サービスとも、基本的には、過去の利用実績や対象者のニーズ等を踏まえて、算定をしたものです。

まず「1節 訪問系サービス」についてですが、居宅介護は過去の実績やニーズ等を踏まえて算定したものです。重度訪問介護、行動援護については、実績はわずかですが、利用したい方々のニーズを考慮して、見込に反映させたものでございます。また、重度障害者等包括支援については、提供事業所が道内でもわずかという状況ということもありますが、利用ニーズに対応するために見込んだものでございます。同行援護については、H23.10スタートということもあり、見込量については調整中です。

次に、「2節 日中活動系」についてですが、生活介護では、新体系移行に伴う利用増を見込みに反映しております。また、自立訓練について、特に生活訓練については、利用者実績が2期計画では見込に届かない実績値ではありましたが、アンケートなどから利用のニーズは高いものと判断し、見込を下方修正はしないこととしております。また、就労系サービスについては、地域移行といった観点から、利用の増を見込みとして反映しております。療養介護については、先の実績においても説明をしましたが、他市において居住地特例による利

用が H24 年度から予定されていることに伴い、見込に反映をさせたものです。ショートステイについては、継続的な利用ばかりではないものの、年々の増を若干見込んでおります。

そして、児童デイサービスについてですが、法改正により来年度からは、児童福祉法の障害児通所支援として実施されることとなります。障害福祉計画では、自立支援法のサービスが所管となっておりますが、児童デイ部分についても参考として見込をお示しするものですが、アンケート結果により、利用ニーズが高いこと、または、療育手帳等の伸びを踏まえて、利用者も増と見込んだものでございます。

続きまして、「3 節 居住系サービス」ですが、旧法施設からの新体系移行により増加するものと見込んでおります。GH・CH の伸びが施設入所支援よりも多く見込んだ理由についてですが、国や道の指針の中に施設入所者の地域生活の移行といった数値目標が定められておまして、これの達成を念頭においたものでございます。

続きまして、「4 節 相談支援」ですが、この項目は、法改正により H24.4 から新たになるものですが、障害福祉サービスの利用計画の策定、地域生活への移行やその定着を支援するサービスですが、見込量については、サービス対象者の詳細がまだ具体的ではないことから、現状では調整中となっております。

続きまして、「5 節 地域生活支援事業」についてですが、これまでの各サービスと同様に、基本的には、過去の利用実績や対象者のニーズ等を踏まえて、算定をしたものです。

次ページの「6 節 平成 26 年度の数値目標」についてですが、この項目については、国の策定指針に定められているもので、具体的には、1 つ目に施設入所者の地域生活の移行の目標値、2 つ目に退院可能精神障害者の地域生活の移行の目標値、3 つ目に福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値の 3 つが定められているものでございます。

いずれも、国や道の考え方を基本とするものですが、1 つ目の施設入所者の地域生活の移行の目標値については、第 1 期計画の 17 年 10 月 1 日時点での数値の 342 人を基点として、入所者削減を 18%以上、地域生活移行者を 30%以上という目標として定めるもので、それぞれ、入所者削減では 92 人減で、26.9%、地域生活移行では 103 人移行で、30.12%という数値となっております。

平成 26 年度末の入所者数 (B) の 250 人については、施設入所支援サービスですが、旧法入所施設から新体系に移行するにあたり、施設入所支援は 250 人、GH・CH は 230 人と見込むもので、地域移行という全体的な考え方から施設入所支援は新体系移行時からは横ばい、GH・CH は増加傾向というような考え方で算定したものです。

2 つ目の退院可能精神障害者の地域生活の移行については、国や北海道の方針がまだ出ていないことから、方針が出次第の作成としております。

3 つ目の福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値ですが、年間の一般就労移行者数については、過去の実績について、道からのデータ提供がまだない状況となっておりますことから、2 期計画と同じ 22 人という目標で仮に設定しております。

福祉施設を利用する人数の 1,169 人のうち、就労移行支援の利用者は 150 人という目標としております。また、就労継続支援 A・B 両方の利用者数 525 人のうち、A 型の利用者数を 105 人という目標としております。就労移行支援は 2 割以上、就労継続支援 A 型は 3 割以上という目標値にかかる道の考え方がありますが、ともに市の現状としては困難であろうと考えまして、目標年度における割合を下げた設定としております。

<森岡委員長>

素案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

<斉藤委員>

当初 6～8 時間という労働時間で給料が出ている方が、就労継続支援 A 型に移行したとし

て、労働時間が3時間に変更となったとしたら、利用者達は長い時間働きたいという希望があっても、雇われている以上、その時間を享受しないといけない。この場合はどこが、相談機関あるいは指導機関はとなるのでしょうか。計画にあるように数字上では達成されたとしてもどうなのかお聞かせください。

＜社会福祉課長＞

就労継続支援A型に関しての御意見ですが、企業が労働時間を3時間といった雇用契約が認められるのか、それが妥当なのかというところもありますけれども、計画では、地域移行を進める。そして、日中の生活介護なり、市の福祉的就労を含め、地域移行を促す流れになっており、そうした自立できる環境を整えていかなければならないのですが、苫小牧市でできているかどうか悩ましい所です。以前より就労相談員を配置し、企業に障がい者を受け入れてもらえる環境づくりをしています。まだまだ充分ではない現状です。

ニーズに対応する社会的な資本がないことと、ニーズそのものが少ない場合の2通りが考えられます。どちらかと言うとニーズがあって施設や受け入れ先の多い方の利用が進むものと思いますが、今後どのように社会的資本や施設等を充実していけるか一番の課題です。

＜齊藤委員＞

企業から障がい者を受け入れて頂いて、働く場があることはとても良いと思っております。しかし、企業にたくさんの障がい者を受け入れてもらえても、先ほどの例のように労働時間を短く定められる場合では、利用者にとって決して良いものではないという意見です。重度の障がい者が福祉施設で働くこととは違うのです。多くの障がい者を雇っていても、実際働いている利用者側の立場では、例え最低賃金が保証されても、1時間705円で3時間の労働で2,115円です。最低3時間雇用とは何かがあると思うのですが。

＜福原委員＞

企業の立場から言うと、当初は6～8時間の労働時間でしたが、現在は3時間労働になったという御意見ですね。20年位前のバブルの時代は、仕事がたくさんあり、景気の良い時代でした。残業をすると手当が多くもらえる時代で、休みも隔週の休みでした。現在は週休二日制になり、ワークシェアリングで仕事が少なくなっています。その為、多くの人が就労できるようになり、休みや余暇の充実を図れるようになりましたが、国の施策で稼ぎたいだけ稼げない時代になってしまいました。そういった理由から、障がい者であろうとなかろうと、働く場を探すことは大変な時代なのです。

来年4月からのイオンの側の第一学校給食センターの関係では、給食の業者が東京の業者となり、地元の業者を入れないようになっていきます。苫小牧の給食の豆腐や油揚げが、食材が高い理由で地元では難しいと言われたら困ると思います。地元業者では、生産量が少ないので、安く作ることが厳しい。苫小牧の地元業者から食材を購入していただければ、雇用が増えるかもしれないですが。先ほどの話では、3時間の労働時間と言っていましたが、仕事が減少すると企業としては勤務時間を短くしたり、交代で休みを多く作る方法を取ります。企業の選択としては厳しいところですよ。

＜齊藤委員＞

一般就労の企業と、就労継続支援A型とは違うと思う。A型は、障がい者が通った分賃金として払われ、受け入れた障がい者の人数分を、国からの補助があります。そういったことを考えると、一般の人が就労することと、障がい者が就労することでは、働いている形が違うと思います。

<福原委員>

そこまでは知りませんでした。就労継続支援のA型は、今の話であれば働く時間は短いけれど、国から補助金はもらえるのですか。

<森岡委員長>

就労継続支援A型、B型がどういった内容のものなのか、説明していただけますか。

<事務局>

就労継続支援A型とB型の違いについてですが、A型については雇用の支援で、労働基準法の適応があるものを言います。B型については、非雇用型と言い、工賃として労働した分だけ支払われる形です。どちらの型も、労働した分だけ支払われるという形ですが、一般就労に向けた就労の訓練の場の提供ということが、制度上では考えられているものです。

<社会福祉課長>

就労継続支援A型・B型を受ける事業所ですが、社会福祉法人でもNPO法人でも良いですが、事業所指定については北海道知事のもとで行います。利用者が事業所を利用した際には、概念としては、利用時間に応じ、利用料を事業所に支払うこととなりますが、その利用料については、国・道または市から、それぞれの負担割合で利用者に対し補助している形となっています。また、事業所から利用者に支払われる工賃とは、それぞれの事業所の製品の売り上げを、利用者に分配していくというような考え方です。

<森岡委員長>

就労継続支援A型とB型で工賃に基準はありますか？

<事務局>

就労移行支援A型は、雇用型なので、労働基準法が適用となり、最低賃金が適用されます。

B型については非雇用型ですが、工賃の最低基準について、従来の工賃補助の考え方があり、最低基準月3千円ということが、運営基準で示されています。

<森岡委員長>

障がい者には、就労に届かない重度の方など色々な方がいます。A型は比較的能力の高い方で、一般就労という形です。B型はもちろん働けるのですが、働ける程度が、一般就労まではいかないという。例を挙げれば、授産施設という形の場で就労していることです。最低賃金適用は受けていないが、最低工賃という形で定められているということです。その理解をいただきたいと思います。

次に、事前に頂戴した御意見・御質問を説明していただき、話を進めたいと思います。

<障害福祉係長>

事前の御意見・御質問については、中田委員さん、後藤委員さんから頂戴しています。内容の説明と、その事についての考え方を回答させていただきたいと思います。

まずは、本日欠席しております中田委員からは、ポイントとして6点ありました。

1点目として、サービスの利用状況の部分です。相談支援事業については、箇所数だけではなく、実利用がどの位かという数字がないと判断しにくいという御意見でした。このことに関しては、国や道の指針のなかで、計画について何箇所という形で求められておりますが、実際の実利用数ですが、延べ件数で、平成20年度は年間3,000件です。平成21年度は倍の6,300件です。平成22年度は8,600件になります。年々増えている状況になっております。

2点目として、地域活動支援センターの利用実態について厳しい状況という御意見です。御意見のとおり、利用の実態が増えていますので、今後の3ヵ年については、中田委員さんの御意見や、アンケートでの御意見を踏まえて、上方修正を検討していきたいと考えています。

3点目として 既存サービスメニューの利用状況だけでは見えないニーズ、つまり制度の隙間に係るニーズもあるという御意見ですが、これまでも、障害者支援団体さんから市にお話があり、御意見も伺いながら対応してきたところでして、この計画の項目にはなっておりませんが、今後も、市としては同じスタンスで対応させていただきたいと思っています。

4点目として 相談支援の計画相談支援の見込みについて、現状の事業所の業務量を緩和して体制を調整してほしいという御意見です。来年4月1日から計画相談支援が大きく変わりまして、サービス利用計画については、現在事業所指定を北海道が行っているところですが、来年4月以降は、サービス利用計画を策定する事業所の指定を、市町村が行う法改正がありました。市がどういった事業所を指定できるのか、という事業所の要件が具体的にまだ情報が入っていない状況ですが、予想ではありますが、現在の相談支援事業所と同じ程度の要件が必要になるのではないかと思います。そういった事で、中田委員さんからの御意見のように、現状で道が指定している相談支援事業所は4箇所しかなく、日々の相談業務だけでも厳しい状況に加え、サービス利用計画の策定となると、なかなか難しいといったことですが、そういうことでいきますと、御意見の通り認識しております。しかし、現時点では要件が具体的にない状況なのではっきりとはお答えできないですが、業務に困難が生じるということであれば、見直しも含め、解決が必要だと思っております。

5点目として、計画相談支援の表記についてですが、素案の説明どおり、支給決定前にはサービス利用計画の案を策定し、支給決定が行われた後には案を踏まえて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行うもので、表記としてはこのままとなります。中田委員さんのご指摘のとおり、現行では、支給決定前にはサービス利用計画案も策定はしませんが、来年4月1日以降は、まずはサービス利用計画の案を策定し、支給決定に反映させるというように改正がなされることとなります。

6点目として、地域生活支援センターについて、利用者ニーズを踏まえた見込みが必要という御意見がありました。平成24年度から平成26年度までの各年度での実利用数が70人という見込み、これは一日あたりの利用者になりますが、この数値について、ニーズを含んだ見込みが必要ではないかという御意見の内容でした。この件に関しましては、アンケート調査の中にも、日中の活動の場を希望する多くの声がありましたので、ニーズを踏まえて上方修正の検討をしていきたいと思っております。中田委員さんからの意見は以上です。

次に、後藤委員さんからの御意見ですが、計画と実績の差が大きいものについて、計画はどのように見込んでいるのか、また対象者が計画値であるならば、実績との差がサービスを受けられない人になるのでは、という御質問でした。

計画は、対象者というより見込みという数値で、実際には、希望者は、申請をしていただいて、市からは支給決定という形で、サービスを利用できる資格となる受給者証をお渡しています。素案の計画と実績の差でサービスを受けられないとは基本的にはありません。

仮に計画値を超えても利用を制限することはなく、受給者証を渡さないということはありません。この計画は、全国画一的に同じ項目で策定するように国から示されているものなので、今後3年間で各障がいの見込みが、苫小牧市でどの位見込まれているのかということも道にも提出しますが、道では道内市町村の見込みを集計し、北海道としての見込量として把握するといったことをしていくのではないかと思います。以上です。

<森岡委員長>

追加の御意見ありませんか。それでは、素案について何かありませんか。

＜沼山委員＞

苫小牧市の目標値とあります地域生活移行目標値（D）のところ、道から地域移行目標率3割と出ていたと思うのですが、103人という数字の説明をしていただきたいです。

それから、就労移行支援ですが、23年度の計画見込量が1,892人日、実績が715人とありますが、その後の26年度では3,300人日になっており、開きがあるのではと思います。3年間の間に就労移行支援を利用した中で、就労へ導いていくという位置づけですが、難しい状況であります。例えば23年度の就労移行支援実績が44名と記されています。これは、市内の就労移行支援事業を分散した中で、市として44人といった数字だと思うのですが、26年度になると就労移行支援の計画のところ、150人まで増えています。増える見込みがあるのでしょうか。

それから、日中活動系サービスの部分で自立訓練の宿泊型サービスがあります。この事業については、厚生労働省の課長会議の中にもありましたが、この事業の必要性について改めて資料で確認することが出来ました。施設支援から地域への移行を今後重視していくのであれば、こういった宿泊型事業について、計画に盛り込み、表記していく事が必要ではないかと思えます。

＜社会福祉課長＞

26年度の就労移行支援計画値が150名、3,300人という数字が、現状とかけ離れている件です。確かにおっしゃる通りです。先ほど説明しましたが、目指す方向が道のほうから示されていることがあります。2割で考えると人数が多く、150人という数字もいかがかと思いましたが、最終的に12%にしました。就労継続支援B型は、これまでは高等学校卒業生でも行くことが出来ましたが、4月からは、一旦、就労移行支援に行った後、B型に行くこととなり、こういった要素があるので、数字が上がらざる得ない背景があります。ただ、2割にはいかないが、苫小牧市内の就労移行の定員、就労移行支援A型の定員の150人という数字は、現実的には難しいと感じております。

＜障害福祉係長＞

地域移行が103人という数値についてですが、17年10月1日時点で施設入所をしている方が342人です。この人数は障害福祉計画の1期計画から決まっております、ここを基点として、3期計画の目標26年度まででどれだけ人数が減ったのかということを目標としてお示しするといった考え方です。342人という入所者の方は、17年10月1日時点の数字であり、その後、減だけではなく、増も考えられます。こういった一連の流れの中で、26年度では、道の考え方によると、地域生活移行者数の減が3割以上、施設入所者数の減が18%以上と示されており、基点となる342人をこの率をもとに計算して、得た数字となっております。

2点目は、宿泊型自立訓練についてです。先日、国の方から資料がありました。全国的にも宿泊型自立訓練といった事業を展開しているところは多くなく、そういった状況の中で、苫小牧では緑星さんにやっただいていてということを知ったところでした。そういうところが影響してかどうかは推測ですが、障害福祉計画の道からの照会様式でもそうですが、計画のフォーマットの中に宿自という事が入っていないのですが、御意見を踏まえ、今後、北海道に確認をしながら対応したいと思えます。

＜沼山委員＞

日中活動系サービスの自立訓練（生活訓練）に宿泊型は含まれているのでしょうか。後ほど確認をお願いします。それと地域生活移行に関する事で、平成17年10月1日が基準となっていることは分かりましたが、入所者数342名ですけれども、入所施設定員の削減率は

スムーズに行われているなかで、地域生活移行目標値（D）の 103 人は、もう少し数字的に増えても良いのではないかと思います。削減率 26.9%を見ると、結果として平成 26 年度入所者数（D）の数字は増えてもよいのではないかと思います。また、今後の相談支援事業が更に拡充するので、こういった数字にも関連があるのではと思います。

<森岡委員長>

この数字は、精神障がい者や身体障がい者を含めた状態の発言をしていますよね。

<沼山委員>

はい。

<森岡委員長>

知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方を含めた数値の御意見です。

<斉藤委員>

今、緑星の里の話がありましたが、新法に移行したことで、26 年度までにグループホーム、ケアホームを目標とし、現在入所の方を 26 年度までに、緑星の里にいる人位の人数を移行していかないといけない現状なのですね。

<沼山委員>

そういった内容を今検討しているところです。

<森岡委員長>

それと、もう 1 つは、入所者から地域生活に移行する人だけではなく、新たに施設に入ってくる人もいる中で、人数が減っていくほうが良いという数値で理解していただきたいです。鈴木さんはこの機会に何かありますか？

<鈴木委員>

これまでグループホーム、ケアホームで過ごされていた方が、逆に施設入所になるというケースもあると思いますが。

<森岡委員長>

同じことが精神障がい者の方にもあると思います。

<高橋委員>

就労移行支援に移行する目標人数が 150 人ですね。改めて現在の実績、実際の見込みが 44 人で開きがありますが、こういった見込み要因なのですか。

<社会福祉課長>

計画の 21 年度までは、計画通りの推移でした。しかし、就労移行の訓練には定めがあり、最長 2 年、延長で 3 年になります。その間に一般就労に移行しなければならないのですが、実際は 3 年間の間に就労へ結びつかず、期間を満了してしまうケースが多いです。

就労移行を利用し期間満了してしまう人が、就労移行支援 B 型に移っています。そういったことで 22 年度から減っている状態となっています。訓練を受けても、なかなか受け入れてくれる企業がない、これが障がい者の置かれている実態の数字です。

<高橋委員>

就労移行支援終了後に就職が困難であっても、新しくリクルートされていないことが問題だと思います。就労に結びつかないのであればその現状をどうしていくかだと思います。

市内の就労移行支援の定員はどうなのですか。

<社会福祉課長>

市内で就労移行は 50 人位です。この計画は苫小牧市内だけではなく居住者特例もあります。苫小牧に住民票を置かれて他市町村で支援を受けるという方も含める数字となります。

<森岡委員長>

よろしいですか。では議事 2 の「障がい者アンケートの結果」について説明願います。

(2) 障がい者アンケート結果について

<障害福祉係長>

「障がい者アンケート結果」について、ご説明させていただきます。事前に配布しております資料「苫小牧市障害福祉計画策定に係るアンケート調査結果」をお願いいたします。

アンケートにつきましては、障害者手帳所持者を対象に、介護保険対象者を除く 65 歳未満の方の 20% を無作為抽出し、約 850 人の方に郵送によりアンケートを実施しました。

結果、18 歳以上の在宅・施設入所の方では 45%、18 歳未満の在宅の方では 38% の回答率となりました。ボリュームがありますので、概要だけを説明したいと思いますが、まず、在宅 18 歳以上では、回答者の約 3 割がサービスを利用しており、約 5 割が利用していないという結果でした。サービス利用者の中で、利用の多いものでは、就労継続支援や家事援助が全体の約 4 割を占めております。

就労については、仕事をしている、あるいはしていないといった割合は、半々の状況です。3 年後の生活について、利用したいサービスとしては、居宅介護、自立訓練、地域活動支援センターや日中一時支援等が上位項目となっております。また就労については、一般企業や施設、在宅において、仕事をしたいと考えておられる方は半数程度という結果となりました。

次に、在宅 18 歳未満では、回答者の約 6 割がサービスを利用しており、約 4 割が利用していないという結果でした。サービス利用者の中で、利用の多いものでは、児童デイサービスが全体の約 4 割を占めております。3 年後の生活について、利用したいサービスとしては、自立訓練、児童デイサービスが上位項目となっております。また就労については、一般企業や施設、在宅において、仕事をしたいと考えておられる方が多いという結果となりました。

最後に施設入所についてですが、今後の生活について、このまま、今の施設で暮らしたいという方が上位を占めておりました。

アンケートの説明については、簡単ですが以上です。

それと事前の御質問票の中で、中田委員さんから、サービス利用や生活についての相談が少ないということですが、アンケートの設問では、在宅 18 歳以上の設問【5-1】になりますけれども、この項目は、その前の設問の大項目 4「現在の就労の状況について」からつながっていく項目で、現在仕事をしておらず、かつ、これまでも仕事をしたことがないと回答した人のうち、今後仕事をしたいと思う方が、現在、仕事を探すために何もしていないという人が分母となるものですので、ちょっと設問が分かりにくいものと思われそうですが、そういうことで少ない数値となっております。→ **懇話会終了後に確認した結果ですが、さらに設問【4-2】(現在仕事をしている人で困っていることがある人)も分母に含まれることとなりますので訂正をお願いいたします。この部分の訂正については、別紙のとおりです。**

＜森岡委員長＞

アンケート結果について質問はありますか。

＜斉藤委員＞

このアンケートの結果で何が一番大きく見えたと思いますか。

＜社会福祉課長＞

家族等と同居しているので、サービスを利用していない方が多い。ただ、反対から見るといつまでも家族が健在とも言えず、潜在的なニーズがあるということが伺えます。また仕事について、障がいによって、地域移行といわれているけれどもそうではないという結果がでております。

＜森岡委員長＞

今、課長からのお話がありましたが、結果としては、サービスを利用する人が少ない、利用する必要がない、家族と同居しているから必要ないという現状でありましたが、将来の潜在的な利用者という意味でとらえているという事は素晴らしいです。こういった答えがある為、対応しなくても良いということが、私が思う一般的な行政の考え方だと思うのですが、それを前もってとらえることは大事です。アンケートの結果を上手に利用してもらいたいということになりますが、捉え方としては評価できることだと思います。

＜斉藤委員＞

先ほどの、高等養護学校卒業後、すぐに就労継続支援B型に行けない。25年の4月までだと大丈夫だという話がありましたが、25年4月までに支給決定であれば大丈夫だということですか。

＜社会福祉課長＞

24年度までではないでしょうか。

＜斉藤委員＞

まだ確定ではないのですね。

＜社会福祉課長＞

そうですね。それ以降の通知等はありません。

＜高橋委員＞

先に就労移行支援を利用してということだったと思います。まずはやるだけやってみましょうということ。

＜森岡委員長＞

では、3のその他、次回の予定についてお願いします。

（3）その他・次回の予定

＜障害福祉係長＞

事前に配布しました資料「苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会 提言書 たたき案」をお願いいたします。この資料は、これまでの懇話会での御意見を項目別に分類して

まとめたものです。前回の懇話会においてもお話ししましたとおり、懇話会の最終回に提言書という形で、御提出いただきたいと考えております。この案をたたき台として、肉付け等をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

また、障害者計画については、以前にご説明申し上げたように、根拠法となる障害者基本法改正に伴い、国や道の計画も見直しになることが見込まれておりますので、今作り直しても、またすぐに作り直さなければならないということが予測される状況なので、国や道の計画が見えるまでの間、計画期間を延長して、現在の施策を続けるという考え方の是非についても、この提言の中で触れていただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

なお、障害福祉計画素案については、本日の御意見や道の考え方による追加修正等を踏まえて、パブリックコメント用に作成し、12月の中旬から30日間パブリックコメント（市民意見提出手続）を行っていく予定です。その前に、パブリックコメントにかける素案ができましたら、事前に郵送いたしますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

＜森岡委員長＞

お手元のたたき案を見ていただいて、追加するようなことがあれば発言をお願いします。

先の懇話会で、スケジュール表が配布されたかと思いますが、今日は、障害福祉計画の素案、障がい者アンケートの結果、について話し合いを行いました。国や道での指針の告示もこのころ予定されておりますが、市としては12月中旬にパブリックコメントとなるのでしょうか。

＜障害福祉係長＞

予定でいます。指針の告示が間に合わない場合でも、現状で用意できる材料で行いたいと思います。

＜森岡委員長＞

国や道で今後どのようなようになるのかは分かりませんが、パブリックコメントを12月から1月の間に実施したいと記されています。それに伴い、懇話会は、1月中に第4回を行いたいということですが、今日は日程決めまで入れますか。

＜障害福祉係長＞

次回の日程を話したいと思います。年明け18日を考えておりますが、パブリックコメントの実施により、前後するかもしれません。議題としては、パブリックコメントの結果、今日のたたき案で示しました提言書のまとめを話していきたいと思っております。日時の詳細は早めに連絡いたします。

＜森岡委員長＞

では、次回は1月18日の予定でおさえていただきたいと思います。

＜社会福祉課長＞

それでは今日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

3 閉 会